

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	在宅福祉事業費補助金	事業開始年度	平成17年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	母子保健課	泉 陽子		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—	関係する計画、通知等	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について (雇用均等・児童家庭局長通知 平成17年2月21日付け雇児発0221002号) 在宅福祉事業費補助金の国庫補助について (厚生労働事務次官 平成4年3月2日厚生省発老第19号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象者:小児慢性特定疾患治療研究事業の認定者であり、かつ用具の給付要件を充たす者 給付内容:用具の給付(便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム) ○実施主体:市区町村 ○補助率:1/2(市及び福祉事務所を設置する町村1/2) (福祉事務所を設置していない町村1/4、県1/4)					
実施状況	平成20年度実施状況 実施主体:市区町村(一部未実施) 支給実績:282件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	63	63	54	54	46
	執行額	1	1	29		
	執行率	1.6%	1.6%	53.7%		
	総事業費(執行ベース)	17	12	58		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	都道府県等は、「在宅福祉事業費補助金交付要綱(平成4年3月2日厚生省発老第19号)」の規定に基づき、事業実績報告書に關係書類及び当該事業に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、国に提出することとされており、これらの提出書類により支出先等について確認を行っている。				
	見直しの余地	障害者施策の対象とならない日常生活を送る上で著しく支障のある小児慢性特定疾患児に対し、用具を給付するにより、日常生活の負担軽減に貢献していることから、引き続き、事業の実施が必要である。				
予算監視の所見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算の縮減を図る必要がある。					
補記						

厚生労働省 29百万円

[交付申請書の内容審査、交付決定等]



【補助】

A 都道府県、指定都市、中核市(交付先(101ヵ所))

[市町村への間接補助]



【補助】

B 市区町村(実施主体)  
(※H21市区町村数:1800)

[在宅福祉事業の実施]

(29百万円)

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.埼玉県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金補助 及び交付金	日常生活用具給付事業	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
※各市区町村に対する支出額が100万円以下のため、記入していない。					
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

(別紙)

## 平成21年度 在宅福祉事業費補助金

(小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業交付先上位10自治体)

	実施主体名	金額(百万円)
1	埼玉県	2.11
2	東京都	1.80
3	川崎市	1.38
4	兵庫県	1.06
5	大阪府	1.05
6	福岡県	0.96
7	京都府	0.89
8	鹿児島県	0.85
9	沖縄県	0.73
10	大阪市	0.72